

蒲郡市サーキュラーエコノミー推進事業セミナー等開催業務委託仕様書

1 委託業務名

蒲郡市サーキュラーエコノミー推進事業セミナー等開催業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務内容

- (1) 事業者・団体に対するサーキュラーエコノミーの推進及び実装を図ることができるイベントの開催に係る業務

ア 市内の事業者・団体（以下「市内事業者等」という。）や多様な技術やアイデア、サービス等を有すインパクトスタートアップを始めとした市外事業者・団体（以下「市外事業者等」という。）がワークショップなどで議論をすることでオープンイノベーションが創出される機会とすること。

イ イベントの開催にあたっては、合計2日間程度とし、市内事業者等と市外事業者等で合計30名程度が参加できるものとする。市外事業者等の参加者は、一般募集のほか、市内事業者等が抱える課題を勘案した上で斡旋することとする。

ウ イベントの開催にあたっては、インプットとしてサーキュラーエコノミーの有識者による講演を含むこと。

- (2) 市民に向けたサーキュラーエコノミーの理解増進につながるセミナーの開催に係る業務

ア 多様な世代を対象とし、サーキュラーエコノミーに対する認知・理解を広めることができるセミナーとすること。

イ セミナーの開催にあたっては、多くの市民が参加できる日時を設定し、概ね100名程度が参加できる規模とすること。

ウ セミナーの開催にあたっては、講演の聴講のみならず、参加者が体験を通じてサーキュラーエコノミーを理解することができるようなプログラムを企画すること。

- (3) 市が企画するセミナー開催に係る業務

市が企画・実施する200名程度が参加する有識者による基調講演を主とするセミナー開催に関する運営経費を負担すること。

ア 開催日時

10月～11月頃 10時から17時まで（予定）

イ 想定経費

(ア) 会場費

蒲郡クラシックホテルバンケットホールでの開催を予定し、開催会場及び講師控室1部屋を前日と当日の終日確保すること。

(イ) オンライン配信経費

撮影用カメラ2台以上配置し、リアルタイムで配信するものとする。また、当日の内容をアーカイブとして動画を作成し、データで納品するものとする。

(ウ) チラシ、ポスター制作費

イベント開催に伴う、告知用のチラシ及びポスターを各1種類作成し、印刷及びデータで納品するものとする。また、デザイン、レイアウト、交渉、撮影、有料ポジの入手、データ加工・合成作業、版下作成、印刷、支払い等、ポスター及びチラシ制作に必要なすべての業務を行う。

a 印刷判型及び印刷枚数

ポスター B2 100枚、チラシ A4 2,000枚

b 紙質

アート紙

c 色数

カラー4色以上

d 方式

オフセット印刷

e 校正

随時（色校正含む）

(4) 開催回数

(1)及び(2)は各1回以上、(3)は1回とする。

4 事業費算出項目

3の業務内容の要件を踏まえ、以下の算出項目で事業費を算出すること。

(1) 人件費

業務内容について、それぞれ職種毎の人日数（時間）と単価を記載すること。

ア 当該事業に従事する者の給与、諸手当、その他これに準ずる経費

イ 労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

(2) 事業費

原則、以下の項目により計上すること。（ただし、当該事業のみで使用されるものに限る。）

ア 報償費 事業を行うために必要な謝金等

イ 旅費 事業活動における移動費等

ウ 需用費 消耗品、印刷製本費等

エ 役務費 通信運搬費、手数料、広告料等

オ 使用料及び賃借料 会場賃借料等

(3) 一般管理費

原則、以下の計算方法により算出すること。

$((1)人件費 + (2)事業費) \times \text{一般管理費率}(10\%以内)$

(4) 消費税等

5 成果物

受託者は業務・実施内容について報告書を取りまとめ、以下の通り提出するものとする。

(1) 業務実施報告書

印刷物（製本2部）、電子データ（一式）

(2) その他関連、参考となる資料

6 その他

(1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当課と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。

(3) 本業務委託において、委託費用内で追加の提案がある場合は、企画提案書内に、特記事項記載して提案する。

(4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。

(6) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。

(7) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。

(8) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。

(9) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、受託者が負うものとする。